

- 遊技機製造業者の業務委託に関する「規程」
第20条(処分)について明確にした内容の説明会

新流通制度に関する説明会

開催日時 平成29年2月15日(水)13時～

開催場所 全商協及び各地区遊商テレビ会議システム設置場所

講師 日工組・副理事長 筒井 公久 様
日電協・副理事長 兼次 民喜 様
日工組・技術委員長 山口 孝穂 様
日電協・健全化・セキュリティーWG長 宮良 幹男 様

受講者

【全商協】

中村昌勇(会長)
畠山和生(副会長)
高橋一則(副会長)
林 和宏(副会長)
草加和徳(副会長)
松原陽輔(副会長)
日野泰昌(副会長)
佐々木勝司(理事・機械流通委員会委員長)
岩下卓世(理事・機械流通委員会副委員長)

【回胴遊商】

大饗裕記(筆頭副理事長)

オブザーバー(敬称略)

(地区遊商役員)

櫻井篤行、永山恵治、松永進一、平井広義、神保重孝
加藤誠一、今村敬喜、蓼科勝利、植田優、松本豊、山田和男

(事務局)

久我明輝、島田潔、藤田準、石井利洋
萩野久美子、木村泰之

受託業者の処分に関する申し合わせ

日本遊技機工業組合

日本電動式遊技機工業協同組合

1 目的

この申し合わせは、「遊技機製造業者の業務委託に関する規程」（以下「委託規程」という。）の処分規程ができるまでの間、受託業者が、「委託規程」に違反した場合、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）が委託規程第20条第1項に基づき行う措置並びに製造業者が委託規程第18条に基づき行う措置及び受託業者に行う処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 処分の対象

- (1) 製造業者は、委託した受託業者に次の違反が認められた場合、適正に処分を行うものとする。
 - ① 委託規程の違反
 - ② 遊技機の不正改造に関与した場合
 - ③ 故意又は過失による役員又は従業員の不正行為
- (2) 受託業者の委託先（再委託先）が違反した場合、その再委託先を処分対象とする。但し、受託業者（委託元）において、再委託先の管理に過失があると認められた場合は、受託業者にも処分を行うものとする。
- (3) 前号の規程は、再々委託先の場合も同様とする。

3 処分の内容

- (1) 製造業者が行う処分は次のとおりとし、「別表1」により行うものとする。
 - ① 指示処分
 - ② 委託停止
 - ③ 抹消
- (2) 委託停止及び抹消の範囲は、委託規程に規定されている委託業務全般のことを指し、違反した業務のみのことではない。

4 処分の決定

- (1) 製造業者が行う受託業者に対する処分は、違反内容に応じて「別表2」を参照の上、「別表1」に基づき処分内容を決定するものとする。

(遊技機製造業者の業務委託に関する規程関係)

- (2) 再発などの場合、情状により、処分内容に加重するなどの措置を講じること。
- (3) 受託業者に対して第3項の処分を行う場合、製造業者は、『処分通知書』(別紙1)にて通知すること。
- (4) 指示処分、委託停止又は抹消の処分を行う場合は、組合(日工組若しくは日電協)に、速やかに、『報告書』(別紙2)にて報告すること。
- (5) 前号の「速やか」とは、処分決定後3日以内とする。
- (6) 両組合に加盟している場合は、使用する証紙の種類に応じて報告すること。
- (7) 再委託先に委託停止又は抹消の処分を行う場合、製造業者は受託業者に再委託先との業務委託停止の措置をとらせることとする。

5 組合の措置

- (1) 前項第4号に基づき製造業者から『報告書』(別紙2)を受けた組合は、速やかにその内容を確認し、委託停止又は抹消の処分を行う場合は、一方の組合に報告の上、加盟組合員への通知を行うものとする。
- (2) 前号の処分内容に疑義が生じた場合、組合は当該製造業者に、処分内容の変更を書面にて要請するものとする。
- (3) 処分内容の変更の要請を受けた製造業者は、処分の変更を検討し、書面を受け取った日から7日以内に、書面にて回答するものとする。
- (4) 第1号の報告及び通知は、次のとおり行うものとする。
 - ① 組合が行う第1号の報告及び通知は、次の事項が記載された『お知らせ』(別紙3)にて行うものとする。
 - ア 受託業者の名称、所在地及び代表者名
 - イ 違反内容及び発生日
 - ウ 処分内容(受託業者と業務委託の停止期間)
 - ② 業務委託停止期間が180日又は抹消の処分については、第1号の措置に加え、組合から、日遊協の「登録資格審査委員会」若しくは「遊運連」に、『受託業者の処分報告書』(別紙4)にて報告するものとする。
- (5) 関係団体への情報共有は、組合が、報告の必要があると認めた団体に行うものとする。

6 不正改造に係る措置

受託業者において、明らかに不正改造を行った又は行った疑いがあると認知した場合は、この申し合わせに関わらず、「製造業者遊技機流通健全化要綱」第13条第1項に基づき、速やかに組合に報告の上、適切な対応を行うこと。

(遊技機製造業者の業務委託に関する規程関係)

7 委託停止後、再度、委託をする場合

委託停止又は抹消の処分を受けた受託業者に、再度、業務委託する場合、受託業者の基準及び次に掲げる事項を満たし、信頼がおける業者であることを確認した上で業務委託を行うこと。

- ① 委託停止期間が満了していること
- ② 製造業者から指導・教育を受けていること
- ③ 受託業者において再発防止策が講じられていること

8 補 則

この申し合わせに定めるもののほか、実施するために必要な事項は、日工組及び日電協が協議の上、定めるものとする。

附 則

制 定 平成28年12月20日

施 行 平成29年 1月 1日

【別表1】

基準 レベル	対応	処分内容	違反内容
1	組合報告	指示処分 (指導、再発防止措置の指示等)	知識不足・認識不足 (流通制度や遊技機の特性の理解不足) 再委託先の管理不足
2	組合報告	30日間の委託停止	管理不足 (作業者への指示不足等)
3	組合報告	60日間又は90日間の委託停止	業務怠慢 (作業を適正に行わない)
4	組合報告 資格審査会報告 遊運連等(※)報告	180日間の委託停止	故意・悪質
5	組合報告 資格審査会報告 遊運連等(※)報告	指定業者一覧表から抹消	法令違反 (故意・極めて悪質)

4以下は
日遊協
登録資格
審査会へ
報告を行う

※ 遊運連等とは、遊技機運送事業協同組合連合会及び組合が報告の必要があると認めた団体のこと。

※ 委託規程第2条第6号及び第7号に規定する受託業者の処分は、組合に相談の上、実施すること。

【別表2】受託業者に対する処分の量定基準

受託業者 (受託業務)	No.	違反内容	処分レベル	備考	
新台販売業者	1	法令違反及び所属する団体の内規違反	-	委託規程4条(1)(2)	
		・法令違反	4・5		
		・所属する団体の内規違反	-	(団体の処分に準ずる)	
	2	各社との業務委託契約違反	-	委託規程5条2項	
		・暴力団等反社会的勢力	4・5	⇒同3号	
		・不正改造事案	4・5	⇒同2号	
3	未承認業者への業務再委託	3	委託規程6条1項、2項		
4	再委託先への指導・管理不足	2・3	委託規程6条3項		
5	再委託先への指導・管理不足(軽度の過失)	1			
指定運送業者	1	法令違反及び所属する団体の内規違反	-	委託規程4条(1)(3)	
		・法令違反	4・5		
		・所属する団体の内規違反	-	(団体の処分に準ずる)	
	2	各社との業務委託契約違反	-	委託規程5条2項	
		・暴力団等反社会的勢力	4・5	⇒同3号	
		・不正改造事案	4・5	⇒同2号	
3	未承認業者への業務再委託	3	委託規程6条1項、2項		
4	再委託先の指導・管理不足	2・3	委託規程6条3項		
5	再委託先への指導・管理不足(軽度の過失)	1			
設置確認・点検確認業者	1	法令違反及び所属する団体の内規違反	-	委託規程4条(1)(4)	
		・法令違反	4・5		
		・所属する団体の内規違反	-	(団体の処分に準ずる)	
	2	各社との業務委託契約違反	-	委託規程5条2項	
		・暴力団等反社会的勢力	4・5	⇒同3号	
		・不正改造事案	4・5	⇒同2号	
	3	未承認業者への業務再委託	3	委託規程6条1項、2項	
	4	再委託先の指導・管理不足	2・3	委託規程6条3項	
	5	再委託先への指導・管理不足(軽度の過失)	1		
	設置確認	6	取扱主任者でない者の作業従事者への説明及び誓約	1・2	委託規程14条2項
		7	作業従事者への事前説明及び誓約未実施	1・2	委託規程14条2項
		8	作業従事者への指導不足	1・2	委託規程14条2項
		9	取扱主任者でない者の設置確認	2・3	委託規程11条2項
		10	重度の設置ミス	3・4	
		11	設置確認未実施	3・4	委託規程14条2項
	12	設置確認書の虚偽報告	3・4	委託規程14条2項	
点検確認	13	取扱主任者でない者の点検確認実施	2・3	委託規程12条2項	
	14	重度の点検確認ミス	3・4		
	15	点検確認未実施	3・4	委託規程14条2項	
	16	点検確認書の虚偽報告	3・4	委託規程14条2項	

備考

※新台販売業者が、新台の設置確認及び部品交換後の点検確認業務において違反を犯した場合は、設置確認・点検確認業者の処分を適用すること。

9.13日 持ち回り検討

【別紙1】

(通知例)

平成 年 月 日

(業 者 名) 殿

会 社 名

代表者名

処 分 通 知 書

「遊技機製造業者の業務委託に関する規程」における業務委託に係る受託業者の業務において、以下の事案に対し、内容を検討した結果、当社は貴社への処分を決定しましたので通知致します。

記

違反内容 : ○○○○○

発生日 : 平成○○年○○月○○日

処分内容 : 例1 当該事案の再発を防止する対策を講じるよう指示処分とする。
例2 平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までの○○日間、業務委託契約における委託停止処分とする。
例3 指定業者一覧表から抹消する。

以上

【別紙2】

(通知例)

平成 年 月 日

日本電動式遊技機工業協同組合
理事長 佐野 慎一 殿

組合員名

代表者名

報 告 書

「遊技機製造業者の業務委託に関する規程」における業務委託に係る受託業者において、以下の事案に対し、当社は、処分を決定しましたのでご連絡申し上げます。

記

受託業者 : 会社名 ○○○○株式会社
所在地 ○○県○○市○○町○-○-○
代表者名 代表取締役 □□ □□

違反内容 : ○○○○○

発生日 : 平成○○年○○月○○日

処分内容 : 例1 当該事案の再発を防止する対策を講じるよう指示処分とする。
例2 平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までの○○日間、業務委託契約における委託停止処分とする。
例3 指定業者一覧表から抹消する。

以上

【別紙3】

(通知例)

平成 年 月 日

組 合 員 殿

日本遊技機工業組合
日本電動式遊技機工業協同組合

お 知 ら せ

組合員から、下記のとおり受託業者の処分を実施したとの報告を受けたので、お知らせいたします。

記

受託業者 : 会社名 ○○○○株式会社
所在地 ○○県○○市○○町○-○-○
代表者名 代表取締役 □□ □□

違反内容 : ○○○○○

発生日 : 平成○○年○○月○○日

処分内容 : 例1 平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までの○○日間、業務委託契約における委託停止処分とする。

例2 指定業者一覧表から抹消する。

以上

【別紙4】

(通達例)

平成 年 月 日

一般社団法人日本遊技関連事業協会
登録資格審査委員会 殿

日本電動式遊技機工業協同組合
理事長 佐野 慎一

受託業者の処分報告書

「遊技機製造業者の業務委託に関する規程」における業務委託に係る受託業者において、下記のとおり、当組合の組合員が処分いたしましたのでご連絡申し上げます。

記

受託業者 : 会社名 ○○○○株式会社
所在地 ○○県○○市○○町○-○-○
代表者名 代表取締役 □□ □□

違反内容 : ○○○○○

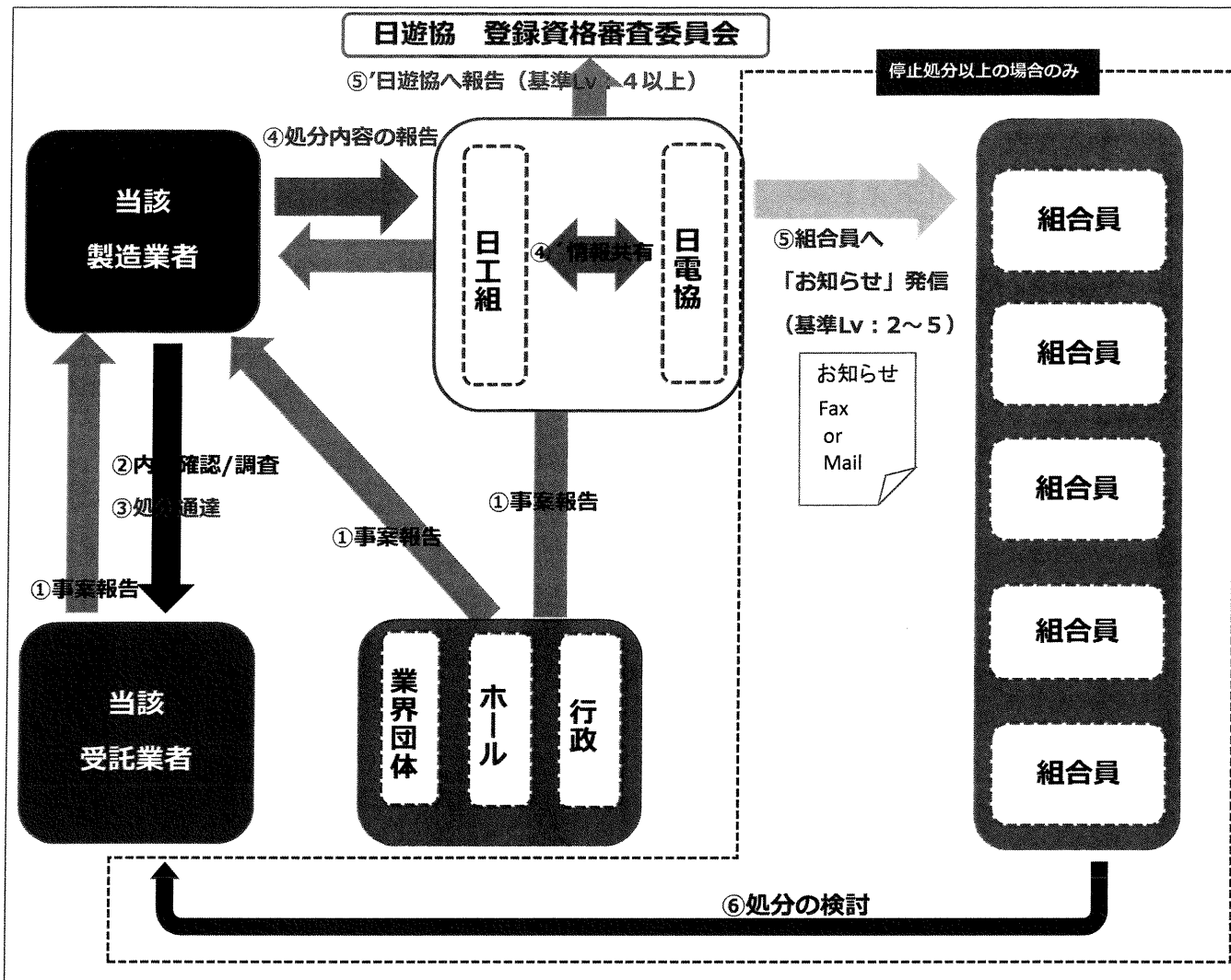
発生日 : 平成○○年○○月○○日

処分内容 : 例1 平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までの180日間、業務委託契約における委託停止処分とする。

例2 指定業者一覧表から抹消する。

以上

■受託業者の処分フロー



■処分フローの工程説明

①事案報告

当該受託業者は別途定める「処分の量定基準」に該当する事案を犯したときは、当該案件の委託元(当該製造業者)に報告を行う。
 ※日工組または日電協、業界団体等が当該受託業者の違反事案を確認したときも、同様に委託元(当該製造業者)に報告を行う。

②内容確認/調査

当該製造業者は委託規程第18条に基づき当該受託業者に対し事実関係の確認、調査を行う。

③処分通達

当該メーカーは当該事案の確認結果により、「処分の量定基準」を参考に当該受託業者に対し処分を行う。
 ⇒処分通知書

④処分内容の報告

当該製造業者は委託規程第18条に基づき、日工組または日電協に処分結果を報告する。
 当該製造業者は調査終了後、処分を行う場合は、速やかに組合に報告する。
 ⇒報告書

④ 情報共有

④の処分内容を確認した日工組または日電協は、委託規程第17条に基づき互いに情報共有を行う。

⑤組合員へお知らせ発信

日工組または日電協は④の当該製造業者からの報告に基づき、処分基準Lv2以上の処分の場合には、組合員に対し通達文の発信をもって当該受託業者について情報共有を行う。
 処分基準Lv4以上の処分の場合、日遊協の登録資格審査委員会への報告を行う。(⑤')
 ⇒お知らせ

⑥処分の検討

当該受託業者を使用している組合員は処分を検討する。
 ※「処分の量定基準」と「お知らせ」の処分を参照

遊技機製造業者の業務委託に関する規程

日本遊技機工業組合
(日工組規程 第4号)
日本電動式遊技機工業協同組合
(日電協規約 第38号)

(目的)

第1条 この規程は、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）で取り決めた製造業者遊技機流通健全化要綱（以下「要綱」という。）第15条に基づき、製造業者が製造する遊技機の販売において、その流通過程の業務委託に関し必要な事項を定め、もって遊技機流通の健全化及び適正化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、要綱で定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 「業務委託」とは、第3条各号に定める業務を委託することをいう。
- (2) 「受託業者」とは、第3条各号の業務について、製造業者から委託を受けた者をいう。
- (3) 「新台販売業者」とは、第4条第2号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。
- (4) 「指定運送業者」とは、第4条第3号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。
- (5) 「設置確認・点検確認業者」（以下「確認業者」という。）とは、第4条第4号に規定されている業者で、業務委託されたものをいう。
- (6) 「特例営業者」とは、風営法第10条の2第1項の規定により認定された特例風俗営業者で、第4条第4号の規定により、業務委託先として指定されたものをいう。
- (7) 「指定営業所」とは、第4条第5号の規定により、業務委託先として指定された営業所をいう。
- (8) 「部品」とは、日工組又は日電協が別に指定した部品をいう。そのうち、「特定部品」とは日工組又は日電協が別表に定める、遊技機の出玉性能に影響するおそれのある部品をいう。
- (9) 「取扱主任者」とは、一般社団法人日本遊技関連事業協会の遊技機取扱主任者に

関する規程（平成16年規程第1号）第2条第1項に規定する遊技機取扱主任者をいう。

- (10) 「取扱管理者」とは、特例営業者の営業所の管理者であつて、かつ、取扱主任者であるものをいう。
- (11) 「遊技機管理員」とは、指定営業所に所属する取扱主任者をいう。
- (12) 「登録販売業者」とは、一般社団法人日本遊技関連事業協会の遊技機販売業者登録に関する規程（平成6年規程第1号）により登録された販売会社をいう。

（業務委託）

第3条 製造業者は、次の各号の業務を委託する場合は、適切に選定した業者に行わせなければならない。

- (1) 新台の販売に係る業務
- (2) 新台の運送に係る業務
- (3) 新台の設置確認業務及び部品交換後の点検確認業務

（選定基準）

第4条 受託業者は、次の各号の基準に該当するものに限るものとする。

- (1) 法人又はその役員において、過去5年間法令違反（風営法による指示処分を除く）がなく、かつ、第2号及び第3号に掲げる団体の内規による業務又は資格の停止処分期間中でない者
- (2) 前条第1号においては、第1号を満たし、全国遊技機商業協同組合連合会傘下の各地区遊技機商業協同組合又は回胴式遊技機商業協同組合に加盟している登録販売業者である者
- (3) 前条第2号においては、第1号を満たし、遊技機運送事業協同組合連合会傘下の組合に加盟している者
- (4) 前条第3号においては、第1号を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 第2号に該当する者
 - イ 遊技機の取扱いに従事する従業者の30パーセント以上の数の取扱主任者を置いている者
 - ウ 特例営業者
- (5) 第12条第1項ただし書の規定に基づき、営業所に前条第3号の部品交換後の点検確認業務を委託する場合においては、第1号（「法人又はその役員」は「営業所又はその管理者」を含むものとする。）を満たし、遊技機管理員を保有する営業所

（業務委託契約）

第5条 製造業者は、業務委託契約を締結するに当たっては、受託業者に委託する業

務内容、委託範囲等を明確にし、具体的な契約を締結しなければならない。

- 2 製造業者は、前項の業務委託契約を締結するに当たっては、受託業者にこの規程の内容について理解させ、次の各号を満たした事項を記載させなければならない。
 - (1) 関係法令、要綱及びこの規程の遵守
 - (2) 遊技機の不正改造に関与しないことの誓約
 - (3) 暴力団等反社会的勢力又はこれらの勢力と密接な交友関係がある者に該当しないことの誓約
 - (4) その他健全化に反する業務を行わないことの誓約

(再委託)

- 第6条** 受託業者は、あらかじめ製造業者の承認を得たときに限り、受託した業務の全部又は一部を別の業者に再委託することができる。
- 2 前項の承認を求めるときは、受託業者は、再委託する業者が第4条及び第5条の要件を充足するものであることを説明しなければならない。
 - 3 製造業者は、再委託の承認については前項の説明を十分審査するとともに、再委託を受けた業者についても受託業者に準じた管理をするよう努めなければならない。
 - 4 再々委託については、特段の事情がない限り認めないものとする。

(遊技機の管理)

- 第7条** 製造業者は、受託業者に対して委託に係る業務の適正な実施を図るため、契約の内容、業務の履行状況等について管理するなど、製造業者として必要な措置を講ずるものとする。
- 2 製造業者は、日工組及び日電協が指定する、営業所の経営法人が管理する倉庫を経由して遊技機を営業所へ納品及び設置するときは、遊技機の納品・設置及び設置確認を、当該営業所の経営法人に委託できるものとする。

(指導・教育)

- 第8条** 製造業者は、受託業者に対し、関係法令等の遵守、遊技機取扱いに関する知識その他この規程に定める事項について指導・教育を行わなければならない。

(新台販売業務)

- 第9条** 製造業者は、新台の販売業務を委託する場合、新台販売業者に委託しなければならない。

(運送業務)

- 第10条** 製造業者は、新台の運送業務を委託する場合、指定運送業者に委託しなければならない。

- 2 製造業者は、遊技機の指定運送業者への引渡しに当たっては、当該指定運送業者の社員であることを確認するものとする。
- 3 製造業者は、繁忙期等で指定運送業者がやむを得ず備車を行うときは、事前に備車先に第5条第2項を満たすことを誓約させ、製造業者に承認を求めさせるものとする。

(設置確認業務)

- 第11条** 製造業者は、新台の設置確認業務を委託する場合、新台販売業者、確認業者又は特例営業業者に委託しなければならない。
- 2 新台の設置確認業務は、新台販売業者若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。

(部品交換及び点検確認業務)

- 第12条** 製造業者は、部品交換後の点検確認業務を委託する場合、新台販売業者、確認業者又は特例営業業者に委託しなければならない。ただし、特定部品以外に関する点検確認業務については、指定営業所に委託することができる。
- 2 第1項ただし書に定めるときを除き、部品交換後の点検確認業務は、新台販売業者若しくは確認業者に所属する取扱主任者又は取扱管理者に限るものとする。
 - 3 第1項ただし書の業務については、遊技機管理員に限るものとし、交換する部品は、その対象となる遊技機の型式の同一性を保証するため、日工組又は日電協が別に指定した部品のみを使用するものとする。

(取扱管理者及び遊技機管理員)

- 第13条** 新台の設置確認業務及び部品交換後の点検確認業務について、取扱管理者は、自ら管理する営業所における場合に限り、行うことができる。
- 2 特定部品以外の点検確認業務について、遊技機管理員は、その所属する営業所における場合に限り、行うことができる。

(書類の作成及び保管)

- 第14条** 要綱第7条第3項、第8条第2項及び第9条第2項に基づき製造業者が作成する書類の様式は、遊技機運送管理票については別記様式1及び別記様式2、遊技機設置確認書については別記様式3及び別記様式4並びに部品交換確認書については別記様式5及び別記様式6のとおりとする。
- 2 製造業者は、受託業者に対して、前項で定める遊技機運送管理票、遊技機設置確認書若しくは部品交換確認書又は別記様式7及び別記様式8で定める部品交換確認書(指定営業所用)に必要事項を記入作成させ、原本を提出させると共に、その写しを保管させなければならない。

(指定業者一覧表の提出)

第15条 製造業者は、業務委託を行うときは、新台販売業者一覧（別記様式9）、指定運送業者一覧（別記様式10）又は設置確認・点検確認業者一覧（別記様式11）に従い、その委託先として指定した全ての業者名を記載した指定業者一覧表を作成し、加盟組合に提出しなければならない。

(準用)

第16条 要綱第6条、第7条第2項、第8条第1項及び第3項並びに第9条第1項及び第3項は、委託した業務に準用する。この場合において、「製造業者」とあるのは「受託業者」と読み替えるものとする。

(情報の共有)

第17条 日工組及び日電協は、業務委託に関し、必要な情報を交換するなど、相互に協力することとする。

(報告)

第18条 製造業者は、受託業者が不適切な業務を行った又は行った疑いがあると認知したときは、事実関係を速やかに確認し、加盟組合に報告しなければならない。

(組合の措置)

第19条 前条の報告を受けたときは、日工組及び日電協が協議の上対応するものとし、必要に応じて関係団体に報告し、当該受託業者が加盟する団体に対し事案の解明について協力を求めるものとする。

(処分)

第20条 日工組及び日電協は、前条の事案の解明がなされたと思料する場合は、必要な措置をとるものとする。

2 製造業者において、受託業者の管理に過失があると認められたときは、日工組及び日電協の内規に従い処分を行うものとする。

(改正)

第21条 この規程を改正する場合は、日工組及び日電協が協議の上、行うものとする。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するため必要な事項は、日工組及び日電協が協議の上、定めるものとする。

附則

制 定 平成28年2月1日

施 行 平成28年4月1日

(経過措置)

遊技機管理員については、この規程の施行の日から、遊技機管理員を保有する営業所の数が、日工組及び日電協が十分であると認めるまでの当分の間、営業所管理者を遊技機管理員とみなす。